

事務連絡
令和2年8月5日

各都道府県建設業協会 御中

一般社団法人 全国建設業協会
労働部

金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場に係る溶接ヒュームの
濃度の測定の方法等に関する告示について

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は、本会の活動に対しまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和2年3月18日に開催された理事会におきまして、「令和元年度「化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会報告書」を公表します（厚生労働省発表資料、令和2年2月10日）」をご説明させていただきましたが、標記告示が7月31日付けで発表されておりますので、貴会会員の皆様に対し周知くださいますようお願い申し上げます。

なお、特に留意していただきたい事項として、金属アーク溶接等の作業を行う際は、「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習（※）」を修了された方のうちから作業主任者を選任する必要があることが新たに規定されています（令和4年4月1日施行）。

なお、作業主任者については、金属アーク溶接等を行う事業所ごとに専任が必要となり、選任が行われない場合には、安衛法違反として罰則の対象となりますのでご留意下さい。

※特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習は、最低で12時間の講習となります。

○報道発表

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_12725.html

○リーフレット（屋外等で溶接等作業を行う事業者の皆様へ）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11305000/000654446.pdf>

以上

担当：労働部 高森・吉田